平成２１年（フ）第２７６号
山梨県韮崎市清哲町折居67番地１　市営清哲住宅Ａ棟18号
債務者　鈴木　弘美
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
山梨県笛吹市石和町今井296番地３
債務者　石川　実藏
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
山梨県笛吹市石和町今井296番地３
債務者　石川　久代
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
山梨県笛吹市石和町広瀬623番地20　クラウドナイン401号
債務者　園部　陽一
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
山梨県甲府市伊勢２丁目10番３号　メゾネット三井Ｂ－１
債務者　村田　綾子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
山梨県甲府市里吉２丁目３番地　市営里吉団地14号棟449号、住民票上の住所山梨県甲府市善光寺３丁目21番13号　グリーンパストラル原202号
債務者　阿部　和幸
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3663番地県営富士見団地７号棟206号室
債務者　村松　　忠
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
山梨県甲府市塩部３丁目13番３号
債務者　鈴木誉志美
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
山梨県甲府市飯田３丁目４番23号　ロイヤルハイツ飯田107
債務者　小林　信一
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
山梨県甲府市飯田３丁目４番23号　ロイヤルハイツ飯田107
債務者　小林　美咲
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
山梨県甲斐市篠原2328番地
債務者　竹内　勝良
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
山梨県南アルプス市飯野4168番地32
債務者　大塚　大樹
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
山梨県甲府市高畑１丁目10番30号
債務者　植田　秀樹
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
山梨県甲府市朝気３丁目３番18号カーサ中村301号
債務者　鈴木　芳英
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
山梨県甲府市朝気３丁目３番18号　カーサ中村301号
債務者　鈴木　郁子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係